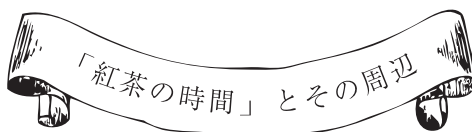


きもちは、 言葉を さがしている



第 20 話

水野 スウ

クッキングハウスで11回目のおはなし会

調布のレストラン、クッキングハウスのお招きで毎春、「スウさんのピースウォーク」と題してお話に出かけます。11回目になる今年のテーマは、「わたしの12条宣言」。ちなみに去年のそれは憲法13条でした。

そのおさらいも兼ねて、今年、クッキングハウスやその他二つの小さな出前先で語ったことのまとめを、ここに。

出前の中味が、クッキングハウスにかぎらずこのところ憲法づいて理由は、私の中でとても明確です。

自らを「私が最高責任者」と言ったり、私たちに語りもせずに、内閣のごく一部の人だけで集団的自衛権行使もOKと決めちゃったり、はたまた、自衛隊を「我が軍」と言ってみたり。

憲法を守る義務を負ってる総理大臣が、どうしてこうも次から次へと憲法違反するのだから。いつとき不思議に思っていました。安倍さんが「主権在民」の意

味をすっかりわかっていたら、自分のこと、とてもそんなふうには呼べないよ。9条をきちんと読んでいたら、仮に心で思ってたって「我が軍」なんて言えないはずだよ。

でも今はこんなふうを考えます。いやいや、安倍さんのたび重なる憲法違反は、わざとの計算のうち。3年前に自民党が出した憲法改正草案の中味に、私たちを徐々に馴らしていくための。数かずの違反は、私たちが真剣に怒るかどうかのリトマス試験紙で、国民がどこまで憲法を知っているか試しつつ、違憲アレルギーに免疫をつけさせつつ、いよいよ改正本番の時には、すでに私たちの主権者感覚が限りなく薄っぺらになっていて、国が私たちをしぼる「国家主権」の憲法を、国民がすんなり受け入れてしまえるよう、着々準備しているのだと。

安倍さんのこんなやり方に、とても無関心でいられない。そこで、私なりに学んだ憲法のことを、こうした出前で語っているのです。

直感で発見、の13条

「すべて国民は個人として尊重される」ではじまる憲法13条に私が注目しはじめたのは、6年前でした。娘がほぼ直感に近いような形で、13条の意味を発見したことからです。

私たちは、一人ひとり、ほかの誰ともとりかえのきかない存在で、大切にされる権利やしあわせを追い求める権利を持っている、ほかの人のそれらをないがしろにしない限り。つまり、その大切さは行ったり来たりってこと。

なんでこんなことがわざわざ憲法に書かれているかといえば、一人ひとりよりも国が大切で、公が大事だった前の憲法のもとでは、自分らしく生きることも、戦争はいやだと声をあげることも許されなくて、国が暴走するのをとめられなかった、という過去の歴史があるから。一人ひとりの、自由に生きる権利が大切にされなければ、そもそも、平和はなりたたないんだ。

娘のこんな憲法解釈のおかげで、それまで単なる条文としてだけ知っていた13条が、私にも急に身近なものになりました。

「13条のうた」をつくって出先で歌い、2年前には憲法の小さな読みもの付きCDブックまでつくってしまった（詳しくはマガジンバックナンバー第16号に!）。それは、改憲の波がひたひたおしよせてくるのを肌で感じて、しろうとが無謀にも出したCDだったけど、今ではこれがわたし流“平和の名刺”。出会った人に気軽に憲法を手渡すための、格好のツールとなっています。

みややっこさんの、13条

この春、金沢で八法亭みややっこさんの憲法噺を聴きました。みややっこさん、こと飯田美弥子さんは、八王子合同法律事務所に所属する弁護士さん。なので高座名が、八法亭。高校時代、落研にいたスキルを活かして落語で憲法講座をしてみたら、これがお

おいに! 受けた。以来、本業の弁護士さんをしつつ、週末は各地からひっぱりだこのみややっこさんに。

このみややっこさんも13条が大好きと知って、先にわたし流・平和の名刺をお送りしたところ、打てば響くがごとく返ってきた、13条を介してのきもちいいエール。なのでいっそう楽しみに、みややっこさんの講座、もとい、憲法高座にでかけたのです。

みややっこさん、実に端切れよく、テンポのいい口調で語ります。

—え〜、意外に思われるかもしれませんが、日本国憲法の核心は、9条ではないのです。人は9条を守るため、平和を守るために生きているのではないのです。

—日本国憲法の核心は、個人の尊厳を守ること、国民の一人ひとりがその人らしく幸福を追求できるようにすることにあり、これは、第13条の、「すべて国民は、個人として尊重される」「幸福追求に対する国民の権利については……国政の上で最大の尊重を必要とする」に表されています。

—何を幸福と感じるかは、人それぞれで違います。他人の権利を侵害しない限り、各人が好きなことをしていいんだよ、国は最大限尊重しているよ、と13条は言っているのです。今の13条は、私を丸ごと肯定してくれています。どんな時も私はこの13条に支えられて、幸福になろうとしてきたのです。

—個人が幸福を追求するためには、人権が保障されること（自由）と国民主権（民主）が、必須。それに平和主義。この3つが個人の尊厳原理を支える三本柱。今の憲法が特にすばらしいのは、戦争は、個人の尊厳にとって有害なものでしかない。戦争という手段は捨てる、と見切ったことです。

時に凜と格調高く、もちろん噺家さんならではの落ちも随所にあり、大爆笑の渦の中で憲法のキーポイントが次々、腑におちていく。

みややっこさんの噺で何よりうれしかったこと。そ

れは、私たち親子が知識に依らず素直に、13 条って
すごくいい！ と感じ、表現してきたことが、専門家
によって、理論とともにはっきり太鼓判を押してもらえ
たこと。みややっこさんから、13 条こそが憲法の核心、
と言いきってもらったことは、私が 13 条を語る時の、
大きな勇気と確信になりました。

同志社大学総長さんの、13 条

この春の同志社大学の卒業式で、総長・大谷實
さんの述べられた祝辞がすばらしかった、と知り、
早速ネットで読んでみました。そこにはこんな言葉が
ありました。

— 私は、今日の我が国の社会や個人の考え方の
基本、あるいは価値観は、個人主義に帰着すると
考えています。個人主義は、最近では「個人の尊
重」とか「個人の尊厳」と呼ばれていますが、そ
の意味は、国や社会で最も尊重すべきものは、「一
人ひとりの個人」であり、国や社会は、何にも勝っ
て、個人の自由な考え方や生き方を大切に扱い、
尊重しなければならないという原則であります。個
人主義は、利己主義に反対しますし、全体主義と
も反対します。

— あの悲惨な太平洋戦争の原因の一つであった、
全体主義あるいは天皇中心主義といった国や社会
のあり方について、深刻に反省し、「政府の行為に
よって再び戦争の惨禍が起こることのないようにす
ることを決意し」て、全体主義・天皇中心主義の
国や社会のあり方を 180 度転換して、「すべて国民
は、個人として尊重される」としたのです。憲法 13
条は、まさに、日本国憲法の根幹を示すものとして
規定されたのでした。

大谷総長さんはこの言葉に続けて、すでに自民党
から出されている憲法改正草案には、個人よりも社
会や秩序優先の考え方がはっきりとあらわれていて、
これは全体主義への転換を目指すものであってにわ

かには賛成できない、とおっしゃっています。

スピーチの最後では、卒業生がいずれ直面するで
あろう憲法改正問題にもふれて、「どうかこの日あえて
もうしあげた『個人主義』のことを思い起こしてほし
い、そして熟慮に熟慮を重ねて最終的に判断してもら
いたい」とまで言うておられます。

刑法学の専門家で、法学博士でもある総長さんの
このスピーチから、私が大きな勇気と確信を得たのは
もちろんだけど、それ以上に、卒業生に向かって今こ
の言葉を贈らずにられない、総長さんの切実な危機感と、
ことの重大さがひしひしと迫ってきて、思わず身震いしました。
はたしてこのリアルな感覚を、今の日本でいったいどのくらいの人たちが共有している
だろうかと。

ピースウォーク金沢 2015 の、13 条

イラク開戦の日の前後に、金沢で毎年続けている
「ピースウォーク」という名の市民のデモは、今年で
14 回目。

少なくともこの実行委員会メンバーたちには、13 条
の意味と、今の政治状況への危機感、その両方が
共有されていること、前々から感じていました。今年
はとりわけ、ウォーク当日に先だっていくつもの「ピー
スウォークカフェ」と称する憲法の勉強会、語りあ
いの場がもたれたけど、それもそんな意識のあらわれで
す。

ある日の実行委員会で、今年はウォークの最後に
「13 条のうた」の歌詞を輪読しよう、という声があ
がりました。私にとっては思いがけない提案だったけど、
その理由が何ともうれしい。

この会ではこれまでも、一人ひとりの存在が大切に
され、違う意見にも耳を傾けながら、根気よく話しあ
ってウォークの中味をきめることを、とても大事にして
きました。そういう時間を重ねる中で、一人ひとりの
すてきさ、居ることの大切さを互いに発見していく。
時には、自分にしかできないこともあるのだ、と気づ
いていく。

「13 条のうた」の「ほかの誰ともとりかえっこできな

い、ひとつきりのいのち」、「あなたが大切にされ、わたしも大切にされ、それが行ったり来たり、ともに生きること」という歌詞。それがまさにこの場のことで、13条は自分たちのことで。メンバーたちの共通したそんな想いから、「13条のうた」をみんなの前で輪読したい、という声が自然発生してきたのでした。

ピースウォーク当日。ゴール地点の街なかの広場で、11人の輪読ガールズ、こと実行委員会メンバーたちが一列に並びました。赤ちゃんを腕に抱きながらの人、車椅子の人、福島出身の若い人、今年のすてきなピースバナーを描いてくれた人、3.11後に関東から金沢に避難して来た人たち……が、私の朗読する「13条やさしい日本語訳」に続けて、歌詞を順に読みあげていきました。

100人余りが集った商店街広場には、ベビーカーの親子も、家族連れも、若い人も、もちろんシニアの人たちも。それぞれが色とりどりのプラカードや、横断幕や太鼓を持ちながら、街なかで思い思いに平和の意思表示をした、この日のピースウォーク。

ピースウォークを準備すること、参加すること、憲法を学ぶこと、行動すること。どれもみな、憲法12条で私たちに求められている、不断の努力の実践です。そして、個人が尊重され、それぞれに幸福を追求する権利がある、と書かれた13条の中味を実現させていくために欠かせないものも、やっぱり、一人ひとりの12条の実践なのだと、この時実感しました。

103ある憲法条文の中でたまたまかもしれないけど、席が隣りあわせた13条と12条、この二つが私の中でしっかりリンクした、この春の金沢ピースウォークでした。

不断の努力を普段から、の12条

憲法は権力をしるもので、その矢印のほとんどは国にむかっている、と数年前から言い続けているけど、12条の矢印は逆に、国民の私たちにむけられています。

この憲法が私たち国民に保障してくれている自由と権利は、私たちが不断の努力を普段からすることで、

これを保ちつづけるようにしなくちゃならない。あ、でもね、自由と権利が私たちに保障されてるからって、その間違った使い方をしちゃいけないんだよ、それはみんなの幸せのためにこそ使うものだからね、というのが12条に書かれていること。

この12条の存在をはっきりと意識したのは、遅ればせながらたったの2年前です。「13条のうた」に添える憲法の読みものを書いている時に、はた、と気づいた。そうか、不断の努力！ かあ。私、すごくさぼってたな、自分の12条、ちゃんとしてきてなかったな。平和憲法にあぐらかいて、平和も9条もいつまでもあるものだとか勘違いしていたな、と。

憲法によってしばられて、好き勝手できない権力にしてみたら、窮屈だからゆるめたい、って思ってた。ゆるめようといつだってすきをねらっている。そのすきまをつくらせないためには、私たちが国のしていることをしっかり見ていて、変なことした時にはいやだと声をあげ、意思表示すること。12条を実践する私たちと、国との、おしくらまんじゅうが常日ごろからもっと必要だったんだ、と気がつきました。

「12条する」って、たとえば

選挙にいつ投票することは、もちろんもっとも有力でわかりやすい、「12条する」こと。国を相手に裁判することもそう。イラク戦争に自衛隊を派遣したのは憲法違反だ、と訴えることもできる（これは9条違反だった、という判決が出ています）。

でもそれだけじゃない、その気になってまわりをみれば、もっと日常的に、ささやかに、いろんな12条している人がほかにもいっぱい、いるいる。

官邸前で声をあげる人もいれば、デモに行く人、憲法の勉強会ひらく人、聞きに行く人、国に対する自分の意見をマスコミに投稿する人、権力を監視することで12条をしているメディアに応援メールする人、大中小のさまざまなピースアクションにかかわる人、いい情報をすばやく発信してくれる人、それを拡げる人。

平和と戦争について考えることも、平和の絵本の読み聞かせを続けることも、家や仕事場や舞台や町の広場やカフェやちいさな語りあいの場で、絵や音楽やお芝居や本や映像、その他のメディアで、平和を表現することだって、もちろんそう。

クッキングハウスでも、以前からずっと憲法に関心を寄せて、勉強も行動も続けてきている。そういう一つひとつが「12条をする」ことで、平和の一粒、peace の piece だ、っていうこと。

生きることは、息をすること。そうやって何気なく息するように、自分なりの小さな peace を、日々実行していけたとしたら、それが12条で求められている、不斷の努力なのだと思います。

若いころの私の頭ん中は、まるきりピーマン、社会にも政治にも無関心だったけど、紅茶という場を通してだんだん無関心から「無」がとれてきて、学んだり考えたり。そして今の私に至ります。知ったことを自分の言葉でまわりに伝えていくこともまた、12条することだと思いつつ。

こんな話をしてから、この日のおみやげとなる A4 サイズの「わたしの12条宣言」を、参加しているみなさんに輪読してもらいました（この宣言はマガジン第18号に）。

草案って、どんな案？

自民党は、憲法改正草案なるものを2012年に出しました。憲法は国のかたちと在り方を決めるものだから、これを読めば草案をつくった人たちがどういう国を作りたいと思っているか、よくわかります。

党のHPから誰でも読むことができるけど、一人で読みだすと、いかんせん、難しすぎて途中で挫折しがち。私もそうでした。それでも「あすわか」(明日の自由を考える若手弁護士の会)の弁護士さんから解説してもらって、大体のポイントだけは押さえることができたので、そのおすそわけを。

<その1>

一番特徴的なことは、私たちに課せられる義務がめっちゃふえている、ということ。今の憲法では、「三大義務」とよぶように、子どもに教育を受けさせる義務と、働く義務と、税金を納める義務、この3つだけなのに、草案ではそれが22にもふえています。

たとえば、国防の義務。日の丸・君が代を尊重する義務。家族が助けあう義務（国がこんなことに口だして憲法に書くのが、そも、ヘン!）などなど。

そして、今の99条では、憲法を尊重し守る義務があるのは、天皇はじめ、総理大臣や国務大臣や裁判官や公務員、となっているのに、草案では、まっ先に私たち国民にその義務が課せられている。憲法の本質は、権力をしぼるためのもの。その矢印の向きが、これまでと違ってくるのです。

<その2>

今は“象徴”とされている天皇だけど、草案の第1章には、「天皇は元首である」と書かれています。アジアの国々は、これをどう感じるだろう。その上、今の憲法とは違って、この天皇に憲法を守る義務は課せられません。天皇は、憲法をこえた存在になるのでしょうか。

<その3>

これまで平和主義をつらぬいてきた憲法9条の条文が、大きく変えられています。「戦争放棄」の章は「安全保障」に、「自衛隊」は「国防軍」に、その国防軍は軍事裁判所のような審判所も持つことになります。

草案の9条では、国防軍が守る対象にまっ先にあげられているのが「我が国の平和と独立」。国民は、二の次。それに、ひとたび事が起きた時、軍は国民を守らない過去がいっぱいあったこと、忘れちゃいけない。満州でも、沖縄でも。まして、この国防軍は、国内の治安維持のためにも出動できる、と書いてあるからなおさらです。市民のデモを取り締まる目的で、軍がでてくるかもしれません。

<その4>

まったくあたらしい章としての「緊急事態条項」は、特に要注意！ここに書かれているのは、首相が、今が「緊急事態」と判断すれば、「緊急事態宣言」を出すことができ、その宣言が出されたら、何人も（なんにんも、じゃないよ、なんびと、つまりどんなひと）その命令に従わなきゃいけない、ということ。

「地震等による大規模な災害」という言葉をいれて、あたかも憲法にこのきまりがなかったから、3.11後の対応がうまくいかなかったように思わせつつ、よく読むと、「内乱などによる社会秩序の混乱」も、緊急事態の定義に含まれてるのではないですか。

麻生さんの「ナチスの手口を学んだらどうか」発言が思いだされます。ヒットラーが全権委任法と大統領緊急令を使って、ワイマール憲法を完全に骨抜きにし、国を意のままに動かしていったこと。あの方法を見習え、と麻生さんは言っていたのだと、今ははっきり思っています。

来夏の参院選後、おそらく自民党は憲法改正の発議をするでしょう。いきなり9条ではなく、まずは受け入れられやすい、「環境権」や、この「緊急事態条項」などを新しく加えたい、と。その説得理由に、3.11がおおいに使われるだろうこと、今からしっかり心しておかなくちゃなりません。

<その5>

私たちの「基本的人権」が、ことごとくちっちゃくさせられ、制限されていること。

まずは、私の大好きな13条。今の条文にある「すべて国民は、個人として尊重される」は、それぞれの自由と、しあわせを追い求める権利を、国は尊重しますよ、ってこと。どのようなあなたであっても、それが他人の人権をじゃましないかぎり、あなたがあなたを生きる自由があるし、あなたのしあわせはあなたにしかきめられないこと、と13条は言ってくれています。

ところが草案では、今の「個人として」のところが、

「人として」に変えられている。「個」なんてあってもなくてもそう変わらない？ いえいえ。ここで想定されている「人」とは、憲法に定められる義務をしっかりと守る、国にとって都合のいい国民としての「人」。私も、私の自由も、国の考える、人たるものこうあるべきだ、の枠におしこめられたくなんかありません。

そしてこの13条に限らず、ほかの条文にもある「公共の福祉に反しない限り」の言葉が、草案では、「公益と公の秩序に反しない限り」と書き換えられていたり、新たに付け加えられているのも、大きな違い。幸福追求の権利も、表現の自由も、私たちの自由と権利も、財産権も、草案では公の秩序が優先されているのです。

「公共の福祉」と「公益」は、なんだか似ている気がするけど、実はまったくの別物。おおよけの利益は、国益、おかみの意向に反しない、という意味だろうけど、前述のみややっこさんはずばり、「この部分を、安倍様の好み、と読み替えてみると、草案条文の本音がよくわかりますよ」といつてらした。確かに！ その方がピンときます。

自民党はもちろん最終的に9条を変えたいのだけど、日本が戦争できる普通の国になっていくためには、そこだけ書き換えてもうまくいかない。だからこそ、「公の秩序」がここにもあそこにも、「法律の定めるところにより」という言葉が、ここにもあそこにも、ちりばめられている。

はて、この“法律”ってなんだろう。実は中身はまだ決められていなくて、時の内閣の裁量で、そこはいかようにも変えられる、という法律なわけです。

草案との読み比べ早見表

「憲法」は、政府がやるべきことと、やってはいけないことをわたしたちが決めた、国のおおものきまりです。戦争したい人たちには、つごうのわるいきまりです」(絵本「戦争のつくりかた」より)

この言葉を借りるならば、草案に書かれているのは、政府にとって都合のよいきまり。草案の主語は一見、私たち国民のようでは、実は、「日本国」「我が国」だったりしています。

これでは憲法が、国をしぼるものから、私たちをしぼり、従わせるものへと、「国民主権」から「国家主権」へと、憲法の意味が180度かわってしまう。国のための国民を求められることで、私たちの自由と権利が大きく制限されてしまう。

つまり今の憲法の三本柱である、「主権在民・基本的人権・平和主義」が、3つともくずれていく、ということ。まさに、立憲主義のさかだち。同志社の総長さんが危惧しておられた、全体主義への転換、逆走です。

クッキングハウスの出前では、現憲法 VS 自民党改正草案の比較早見表・てのひらサイズ、をおみやげに用意しました。せっかく来てくださったからには、憲法について知ったこと、一つでも二つでも持ち帰って、まわりの人と話す際の小道具にしてもらいたくて、私の学びをぎゅぎゅっとコンパクトにしたもの。これがみなさんにとっても好評でした。

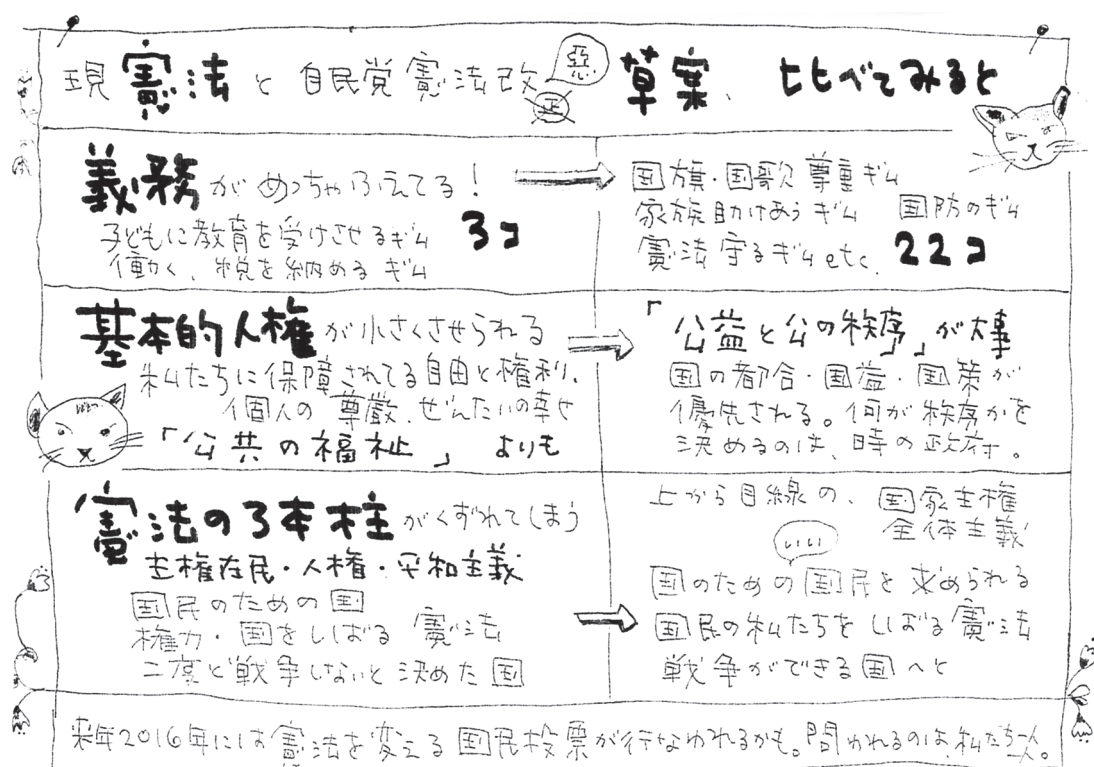
平和の場を守る

クッキングハウスが憲法を熱心に学ぶのは、今にはじまったことではありません。今から10年前の2005年、私にだされたご注文のテーマからしても、9条でした。その翌年は私からの提案で、憲法改正国民投票にそなえての「国民模擬投票」をしたくらいです。

今年のおはなし会で松浦幸子さんが言われたこと。「クッキングハウスが平和な場所でありつづけることが、自分にとっての、平和を守るたたかいなのです」。

国が危険な方向に進んで行こうとする時、支援をもっとも必要とする人たちへのサポートが、まず切り捨てられていく、福祉が縮小されていく。福祉の現場に長く身をおいている松浦さんは、もうそれがすでに始まっていることを、誰よりもリアルに感じている一人。

だからこそ、これまでもずっと、メンバーたちと憲法を学び、自分たちにできることを探し、みなで平和の歌を歌い、ともに行動してきたのです。クッキングハウスが平和の場であるためには、社会が平和でなければならない、それが松浦さんの活動の根っこにあることを、この日あらためて強く感じました。



ふりかえりのひと言感想で、あるメンバーさんが、「松浦さんが私たちと関わることが、松浦さんの平和の活動と知ってうれしかったです」と。

今の社会の生きにくさを、人一倍感じている人たちの心のおだやかさを保つこと、ひとりぼっちにさせないこと、支える側と支えられる側が分断されずに、今ある平和な場をともに何としても守ること。その日々の活動がまた、支える側の松浦さんをも、実は支えているのだらうなと思います。

考えてみれば、それは「紅茶の時間」にだって言えること。紅茶にやってくる人とおなじ目線で、プライベートなきもちの話も、暮らしの中のにげない話も、家族の問題も、そしてその延長線上にある、平和や戦争、憲法や原発の話、政治の話も自由に語りあえる、こんな場のあることが、私の平和のものさし。この場が平和でありつづけるために私のできることをする。それがきっとこれまでの／これからも、私のしごと。私のしあわせ。

「12条します」

私が石川に帰ってしばらくして届いた松浦さんからのお手紙に、こうありました。

「クッキングハウスでは、スウさんのピースウォーク以来、『12条します』が合い言葉のようになりました。自然に、息するように、小さい12条を見つけています。あるメンバーが、私は、みんなの食事をおいしく作ることで12条します、とシェアリングタイムに宣言してくれて、うれしかったです。メンバーたちはこころのやさしさで、一人ひとりが12条しています」

クッキングハウスへの出前翌日、川口でのおはなし会に参加された稲城の保育園々長の田中雄二さんも、ご自分が出かける場でたびたび、「13条のうた」のCDを紹介してくださっています。

田中さんは、集団的自衛権行使容認が閣議決定された翌朝、保育者としてとても黙っておれず、「園長からの平和の伝言」を書かれた方。新聞で知り、ま

さに12条している園長さんがここにおられる！と感動して、私から平和の名詞のCDをお送りしたことが、ご縁のはじまり。送っていただいた伝言の全文を読み、園長さんの勇気ある行動への“返歌”として、私は「わたしの12条宣言」を書こう、と思ったのでした（このことも詳細は第18号に）。

園長さんからはその後何度も「13条のうた」の追加注文をいただいています。添えられた言葉に、「また、いろいろな機会に12条したいと思います。peaceのpieceのことも、みなさんに伝えていきます」と。

そうなんです。まさにこういう感覚が、普段から不眠の努力の12条する、っていうこと。自分がこの国の平和のひとかけらをつくりだしている一人なんだ、国の好き勝手にはさせないよ。そんな意識を多くの人を持つことが、「主権在民」の中味を空っぽにせず、充たしていくことだと思うのです。

紅茶けんぼうかふえ

折しも、新法の「国際平和支援法案」と、これまでであった安保法制の改訂バージョンを十把ひとからげにした「平和安全法制整備法案」が、閣議決定され、国会審議が始まったばかり。「平和」と名づけているけど、その心は、安倍さんがアメリカに出かけてオバマさんに勝手に約束してきた、名は体を表さぬ、11本もの戦争法案のこと。

どうやら、安倍さんの「平和」と、私の「平和」は違っていらしい。すれ違った言葉の使い方をそのまま放っておくと、いつしかそれが「へいわ」の意味になってしまいかねません。そんなのまっぴらごめんなので、私は私の定義での「平和」を、私の言葉でこれからも語っていくのです。

そんな想いから、東京の出前で語ってきたことを、ホームグラウンドの紅茶の時間でも、あらためて語ることにしました。名づけて「紅茶けんぼうかふえ」。一回ごとは小さなサイズで、対話しながら、憲法の核心の13条も、そのお隣の12条も、改正草案の中

味についても、自分ごととして考えてもらえる時間を重ねていくつもりです。

秋には、春の東京で話を聴いた人たちが、自分のまわりにいる人たちにもあの話を聴いてほしいから、と、今度はそれぞれの暮らしの場で、再びのけんぽうかふえを用意してくれることになりました。

2015.5.20

今回のお話に登場したトピックスの詳しい情報はこちら↓からどうぞ。

○日本国憲法改正草案（自由民主党）

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

○『八方亭みややっこの憲法晰』（花伝社、2014）

<http://kadensha.net/books/2014/201405miyayakko.html>

○2014 年度同志社大学卒業式祝辞（2015年 3 月 20 日）

<http://www.doshisha.ed.jp/message/speech20150320.html>

○明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）

<http://www.asuno-jiyuu.com>

○ひらお保育園園長からの平和の伝言

<http://www.kinoouchi.com/area/area%2014-08%20heiwanodenngonn.html>

○「憲法 13 条のうた ほかのだれとも」

<http://maiworks.cart.fc2.com/ca2/18/p-r-s/>

○対人援助学マガジン第 16 号

<http://www.humanservices.jp/magazine/vol16/19.pdf>

○対人援助学マガジン第 18 号

<http://www.humanservices.jp/magazine/vol18/20.pdf>

